別紙２

仙台市議会災害対策会議設置要綱

（平成２５年２月１２日議長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

（１）市内で震度５強以上を観測する地震が発生したとき

（２）宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき

（３）市内に気象特別警報等（レベル５氾濫特別警報、レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報）が発表されたとき

（４）大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（（３）の場合を除く）

（５）市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき

（６）その他議長が必要と認めるとき

２　議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

３　議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

（組織）

第３条　災害対策会議は議長、副議長、各派代表者をもって組織する。

２　議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

３　副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

４　議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

（所掌事務）

第４条　災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）被災情報を収集・整理し、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと

（２）市本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと

（３）市からの依頼事項についての対応に関すること

（４）市本部へ要望及び提言を行うこと

（５）国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと

（６）その他、議長が必要と認める事項に関すること

（議会事務局の役割）

第５条　議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附　則

この要綱は、平成２５年２月１２日から実施する。

附　則（平成２５年４月１日改正）

この要綱は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則（平成２５年９月３日改正）

この要綱は、平成２５年９月３日から実施する。

附　則（平成２６年４月１日改正）

この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則（令和８年９月４日改正）

この要綱は、令和８年９月４日から実施する。